

議員提出議案第6号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年9月28日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

提出者	墨田区議会議員	佐藤 篤
	同	たきざわ 正宜
	同	大門 しろ
	同	あべ よしたけ
	同	おおこし 勝広
	同	たかはしのりこ
	同	としま 剛
	同	しみず 良平

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等に関する意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下に治療を受けることができるようになりましたが、本疾患の患者の中には、保険適用（J007-2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者もいるため、医療の現場では混乱が生じています。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要ですが、現状、診療上の評価がされていません。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望します。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10パーセントは起立性頭痛を認めないとする公的な研究報告もあることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことができるよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
文部科学大臣

} あて